

令和6年6月28日招集

6月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度6月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年6月28日(金) 午後2時30分から午後3時5分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝		

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第20号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉 明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度6月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、24番 吉田浩委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。また、19番 江端美春委員が、少々遅れるとの連絡をいただいております。</p> <p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、11番 高橋 潤一委員、14番 野沢 栄委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第20号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p>

<p>農地係長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第20号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で2件、中央地区で2件、秋葉区で5件、南区で1件、西蒲区で4件の計14件です。</p> <p>次に議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、南区で2件、西区で1件の計4件です。</p> <p>次に議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で5件、西区で5件、西蒲区で3件の計14件です。</p> <p>次に議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が西区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は33件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の3件は、去る6月26日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第20号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」「北2号」はいずれも売買によって農地を取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第15号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、農舎及び農業用資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は水稻栽培を営んでいますが、現在の農舎が手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第5条許可申請1件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の8件は、去る6月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第20号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」、は、利便性向上のため、贈与により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第14号農地法第4許可申請についてです。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、は、農家住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は市が計画する道路事業により移転が必要となり申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>続きまして、議案第15号農地法第5許可申請についてです。</p> <p>13ページ、14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は贈与により、「中3号」は売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>いずれも現在の駐車場が手狭となったため申請に至りました。</p> <p>「中2号」、「中5号」は、売買により個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>いずれも将来設計を考え申請に至りました。</p>
---------------------------	---

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>「中4号」は不動産業者により、売買で建売住宅建築敷地へ転用するものです。</p> <p>「中1号」から「中5号」まで、いずれも、農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第4条許可申請1件、第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の5件を、26日に審査いたしました。</p> <p>議案第20号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は農業者年金受給のため同一経営体内へ使用貸借するものです。</p> <p>「秋2号」は経営規模拡大を目的として売買するものです。</p> <p>「秋3号」は譲受人の希望により隣接耕作者へ贈与するものです</p> <p>「秋4号」は譲渡人の申し出により売買するものです。</p> <p>「秋5号」は譲受人が新規就農するにあたり耕作地を探していたところ、譲渡人の売却意向と合致し売買合意がなされたものです。</p> <p>以上5件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は3件で、去る6月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第20号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>「南1号」は、経営移譲を受けた譲受人と譲渡人との間で使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次に、議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定です。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、所有農地を個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、隣地にて生活していますが、家族が増え手狭になってきたことから、新たな住宅を建築するため申請しました。</p> <p>「南1号」の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、所有農地を個人住宅拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の奥に居住していますが、自宅をリフォームするため通路部分を転用し、前面道路と接道させるため申請しました。</p> <p>「南2号」の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、4条許可申請2件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第4条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>6月26日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は転用者が所有する農地を、露天資材置場敷地として転用するものです。</p> <p>自営業の事業拡大のため資材置場が手狭となり、申請に至りました。</p> <p>次に、議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p>
-------------------------	--

て、です。

「西1号」は、賃貸借を設定し、仮設店舗敷地として一時転用するものです。

転用者は、日用品等を販売する業者で、コンテナハウスを設置し、期間限定の物販店舗を出店するため、申請に至りました。

「西2号」は、賃借権を設定し、砂採取地として一時転用するものです。

転用者は土木工事業者で、申請地を畑として整備する過程で、余剰となった砂を買い取り、事業に利用するため、申請に至りました。

申請地の農地区分は農振農用地ですが、3年以内の期間の一時的な利用で、工事完了後は農地に復原することが確実な計画となっております。

「西3号」は、売買により、露天駐車場及び資材置場敷地として転用するものです。

転用者は、自営業の事業拡大のため、駐車場および資材置場が手狭になり、申請に至りました。

「西4号」は、使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地として転用するものです。

転用者は、地元で農業生産法人を経営しており、農家である実家及び事務所の近くに移り住むため、申請に至りました。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、既存集落に接続して設置される住宅となっております。

「西5号」は、売買により、個人住宅建築敷地として転用するものです。

転用者が所有する隣接の宅地と一体利用し、敷地拡張して新たな住宅を建築するため、申請に至りました。

「西1号」から「西5号」まで、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、です。

「西1号」は、相続税の申告の際に、申請地の納税猶予を受けるため、申請に至りました。

以上、農地法第4条許可申請1件、同第5条5件、相続税の納税猶予適格者証明願1件、計7件は、いずれも問題ないと判断しま

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>した。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の7件は、去る6月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第20号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、法人設立した譲受人が、新規就農するにあたり 売買にて所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲2号」は、譲渡人からの要望により、売買で所有権を移転する ものです。</p> <p>「蒲3号」及び「蒲4号」は、売買及び贈与により譲受人の 規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第15号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、使用貸借により、「蒲3号」は、売買により、 それぞれ個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>どちらも、現在の住まいが手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>「蒲2号」は、賃貸借により、露天資材置場及び露天駐車場敷 地に転用するものです。</p> <p>転用者は、従業員用の駐車場と建築資材置場が必要であったた め、申請にいたしました。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」まで、第1種農地ですが、不許可の 例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画と なっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、第5条許可申請3件、につい て、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議 長</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の 報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 20 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 14 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 12 ページ、議案第 15 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 18 ページ、議案第 16 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第18号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、</p> <p>議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和6年6月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>所有権移転の売買について、中央地区4件、秋葉区1件、西区1件、西蒲区3件、合計で件数9件、面積62,887㎡です。</p> <p>詳細につきましては、4ページ以降となります。</p> <p>所有権移転については、4ページから7ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。8ページ、令和6年6月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、秋葉区2件、南区110件、西蒲区4件、合計で件数116件、面積567,540㎡です。</p> <p>詳細につきましては12ページから34ページのとおりです。</p> <p>なお、通常は青田時期に利用権設定の申出受付は行わないこととしていますが、南区・西蒲区の案件につきましては、令和6年作の耕作実態に合わせた形で、地域集積の取組が行われており、県農林公社との調整の結果6月・7月の総会案件として手続きを進めるものです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5</p>

条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、35ページのとおりに農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年7月12日からとなります。

引き続き、議案第18号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページのとおりに、秋葉区1で件、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から6月11日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、2ページとおりに、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年8月30日からとなります。

引き続き、議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、説明させていただきます。

A4横の1枚ものの資料をご覧ください。

取消案件につきましては、令和6年度5月定例総会においてご承認いただきました、議案第10号、利用権、南、3号です。

取消理由は、令和5年度3月定例総会で議決され、令和6年4月11日付けで公告、利用権が設定された農地について、令和6年度5月総会で重複して手続きを行っていたことが判明し、新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。

本日の定例総会で承認をいただいたのち、資料裏面のとおりに農用地利用集積計画の取り消しを公告いただくよう、市長に対して依頼します。

以上で説明を終わります。

ご審議宜しく申し上げます。

議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
田村委員	8 ページの利用権促進事業・農業中間管理事業の契約期間 3 年及び 10 年とあります。秋葉区の 2 件が 10 年、南区の 110 件は 15 年になっていますが、昔から 10 年以上の契約はあったものですか。
農政振興係長	<p>今までは、基本 10 年、中間管理事業開始当初は基本 10 年以上という事で説明されていたかと思えます。ただ近年ですと、機構関連事業型、補助整備の関係で、20 年以上の権利設定が必要という話になっていますので、15 年とか 20 年とかそういった権利設定が実際増えております。</p> <p>今後につきまして、特に地域計画を策定して新制度に移行するにあたっては、基本とする契約期間を 10 年ではなくて 15 年もしくは 20 年として、皆さんに説明していくべきではないかといった話も、担当レベルで出ておりますので、今までより長い期間権利設定することが普通になってくると考えます。以上です。</p>
田村委員	できるだけ、期間の長い契約というのは、私も賛成ですので、よろしくお願い致します。以上です。
議 長	他にご質問、ご意見はありませんか。
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>それでは、別冊 1 の議案第 17 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に、別冊 2 の議案第 18 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり</p>

<p>議 長</p>	<p>承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>それでは、議案第19号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 15:05</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度6月定例総会を閉会いたします。</p> <p>(異議なし)</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
